

1 **「データによる価値創造(Value Creation)を促進するための**
2 **新たなデータマネジメントの在り方とそれを実現するためのフレームワーク(仮)」**
3 **骨子案**

4
5 **1. 新たなデータマネジメントの在り方**

6 **1-1 CPSFにおける第3層(サイバー空間におけるつながり)**

7 **1-1-1 CPSF概論**

8 サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した産業社会においては、製品・サービスという
9 価値を生み出す工程(サプライチェーン)が従来の定型的・直線的なものから、多様なつながり
10 による非定型的なものへと変化している。このような新たな価値創造過程(バリュークリエイショ
11 ンプロセス)のセキュリティ上の課題とその対策を整理することによって、新たな産業社会のセキ
12 ュリティを確保していく考え方をまとめたものが、サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレーム
13 ワーク(CPSF)である。CPSFでは、「バリュークリエイションプロセスのセキュリティ確保に当たっ
14 ては、従来のサプライチェーンで想定されているマネジメントの信頼できる企業間のつながりに
15 よって付加価値が創造される領域を越えて、フィジカル空間の情報がIoTによってデジタル化さ
16 れ、データとしてサイバー空間に取り込まれ、そうしたデータがサイバー空間で自由に流通する
17 ことで、多様なデータが新たなデータを生み出して付加価値を創出することや、新たに創出され
18 たデータがIoTによってフィジカル空間にフィードバックされることで新たな製品やサービスを創
19 出するという、新たな付加価値を創造するための一連の新たな活動を視野に入れる必要があ
20 る」とし、企業間のつながりに信頼性の基点を置く第1層、フィジカル空間とサイバー空間のつ
21 ながりに信頼性の基点を置く第2層、サイバー空間におけるつながりに信頼性の基点を置く第
22 3層という異なる3つの信頼性の基点を設定し、これらの基点を中心に経済社会全体のセキュ
23 リティ上の課題の洗い出しとその対策をまとめている。

24
25 **1-1-2 第3層の位置づけ**

26 あらゆるモノがネットワークにつながっていくことでサイバー空間が急激に拡大し、それらの
27 間で行き交うデジタル化されたデータが爆発的に増大している。サイバー空間の中では、デー
28 タが自由に流通し、物理的な距離に縛られることなくデータを入手して編集・加工したり、これま
29 では処理が容易ではなかった大量のデータを様々な切り口から分析してインテリジェンスを抽
30 出するような、新たな価値を創造する活動が加速度的に広がっている。ネットワーク越しに提供
31 される新たなサービスは、サーバなどの物理的な情報システムの上で展開されているが、その

32 多くにおいてサービスを生み出す活動は物理上の特性ではなく論理によって実現され¹、付加
33 価値を創造しているのは物理特性に依存しないデータである。データは基本的にシステムや組
34 織に対して中立性を持つものであり、それが求められる規範等に則って適切に扱われることに
35 よって、自由に流通・活用される。こうした活動、サイバー空間におけるつながりが展開される
36 場が第3層であり、ここでは、データがサイバー空間で付加価値を創出する基礎となる。

37 第3層におけるデータの生成・移転・加工等のライフサイクルの各工程には、第1層において
38 マネジメントの信頼性が確認された企業(組織)のみが関わる訳ではない。データのライフサイ
39 クルには様々な主体が関与し、関与した主体による不適切な措置によって誤ったデータが流通
40 し活用されることになれば、そのデータが関わったバリュークリエイションもまた価値をもたらす
41 ことはなく、有害な結果をもたらすことにもつながりかねない。例えば、サイバー空間から発信さ
42 れたIoTシステムへの動作指令が誤った内容であるならば、第2層における“転写”する機能の
43 信頼性を確保することに成功していたとしても、IoTシステムはサイバー空間から届いた誤った
44 指令を“正しく”転写して忠実に動作することで物理的な損害を発生させてしまうかもしれない。

45 つまり、第3層においては、データそのものが正しいことが最も重要な前提であり²、付加価値
46 の創出(バリュークリエイション)の基礎となるデータが、バリュークリエイションプロセスの信頼
47 性を確保するための信頼性の基点でなければならない。

49 1-2 データの信頼性確保:データマネジメントの考え方の確立

50 CPSFIは、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した産業社会において動的に構成さ
51 れるサプライチェーンをバリュークリエイションプロセスとして捉え、産業社会に対して3つの層を
52 設定してこれに合わせて信頼性の基点を導入することで、動的かつ複雑な姿を見せるバリュー
53 クリエイションプロセスにおけるリスクを包括的に洗い出し、対応策を実施できるようにするた
54 めのフレームワークである。その中の第3層の位置づけは既に述べたとおりだが、データ自体に
55 信頼性の基点を置いて包括的なセキュリティ対策を実施するためには、データのライフサイク
56 ル全体にわたってリスクを洗い出し、セキュリティ確保のための様々な措置を実施することが必
57 要となる。

58 ここで留意すべきことは、第3層では信頼性の基点をデータに置いている一方、データのライ

¹ 以前は特定のハードウェアでしか実現できなかった機能が、ミドルウェアの発達等により、ハードウェアの特性に縛られずにソフトウェアによって実現されるようになってきている。

² セキュリティの確保に向けては、データの機密性、完全性及び可用性を維持することが必要である。ここでは、そのうち、第三層におけるデータそのものが正しいこと(完全性)の重要性を特に強調して説明しているものであり、対策等を検討するに当たっては、機密性・完全性についても考慮する必要がある。

59 フサイクルは第3層の中に閉じるものではないということである。

60 CPSFでは、「第3層においては、サイバー空間のデータおよび、その加工・分析・保管という
61 諸機能の信頼性を確保する」ことが必要であるとするとともに、「フィジカル空間からサイバー空
62 間に転写されたデータは第2層の転写機能の信頼性を確保することによってデータの信頼性が
63 確保されるが、サイバー空間では様々なデータが生成・編集・加工され、自由に流通し、かつ、
64 こうした過程はマネジメントの信頼性が確認された企業(組織)によってのみ扱われるわけでは
65 ない」とし、データが生成される場所については第3層ではなく第2層に属する場合があることを
66 明確にし、第3層と第2層とを組み合わせることでデータ生成における信頼性を確保する考え方
67 を示している。

68 つまり、データの信頼性を確保するためには、CPSFの第3層の考え方を基礎とした上で、そ
69 のコンセプトの適用範囲を拡張し、データを軸として、データの生成・取得から廃棄に至るライフ
70 サイクル全体を視野に入れた対応、つまり、データマネジメントの在り方に関する枠組みを設定
71 することが必要になる。この枠組みでは、データのライフサイクルの各工程において発生する
72 様々な形の“関与”をデータマネジメントとして捉え、これをモデル化することでデータに関わる
73 リスクの洗い出しと対応策の整理を行うことになる。

74 この考え方で整理を進めていくに当たって、以下の3つの視点を押さえておく必要がある。

75 ①データマネジメントについて確立した定義は存在しない。

76 ②データの信頼性の観点からデータマネジメントを捉える場合、データに関与する主体の視
77 点からではなく、データを軸に置く必要があり、データがライフサイクルの各工程においてど
78 のような関与を受けるかという視点で整理すべきある。

79 ③データマネジメントをデータのライフサイクルの各工程において発生する様々な関与の総体
80 を意味するものと整理した場合、関与する主体は同一・単一の主体に限られるものではな
81 いことから、データマネジメントは複数の主体による協同的活動(Collective Action)になる
82 ことを排除しない。

83 ①の視点から導かれることは、データマネジメントという言葉に対する各人の理解は始めか
84 ら一致しているわけではないということである。

85 本フレームワークは、他の機関等において整理された既にあるデータマネジメントの定義を
86 持ち込むのではなく、CPSFを基礎としてデータを軸においてセキュリティ対策を検討するために
87 必要なデータマネジメントの考え方を示すものである。ここで示すデータマネジメントの考え方を
88 改めて共有することにより、これまで各組織や各国においてデータ管理に関する議論がなかなか
89 噛み合わず、それぞれが整備したデータ管理に関するルール等の間の調整を図ることが難

90 しかったところ、共通の尺度として本フレームワークを活用してデータマネジメントに関する共通
91 の理解を得ることで、異なるデータ管理のルール等の間について、ルール間を跨いでデータが
92 流通した場合でもデータのセキュリティが同じように確保されるために必要な調整を図ることが
93 可能となる。

94 ②の視点を強調しているのは、様々な団体等がこれまでに提示してきたデータマネジメント
95 の考え方は「データという資産を組織が如何に生かすか」という視点で整理され、データのライ
96 フサイクル全般を捉えたものではないため、データの信頼性を包括的に確保するためのフレー
97 ムとはなっていないことを明らかにする必要があるためである。

98 データの信頼性は、データが基本的に組織等からの中立性を持っていることを踏まえ、デー
99 タを軸に置き、当該データの信頼性を確保するために求められる措置を整理して実施すること
100 で確保されるのであり、それに関与する主体の立場から整理された当該主体が実施すべき必
101 要な措置は、データに対して本来求められる措置全体に対する部分的な措置でしかないことを
102 改めて明確にする必要がある。

103 ③の視点は、②の視点によってデータマネジメントが単一の主体によるマネジメントであると
104 という考え方から解放されたことで、ライフサイクルの工程において関与する主体は一つのモノに
105 限定されるのではなく、複数の主体が同時に関与し、かつ、関与する際に求められる措置も各
106 主体によって異なることがあるということを明らかにするものである。この③の視点を導入する
107 ことで、サービスを構成するシステムが複数のサービサーによって実現されるクラウドサービス
108 (例えば、ユーザー企業A社が利用するB社のSaaSはC社のPaaSの上で展開し、C社のPaaSは
109 D社のIaaSで展開されるようなケース)におけるデータの扱いを考える場合などにおいて各主体
110 に求められることや、データがシステム等に対して基本的に中立性を持っていることを踏まえた
111 ゼロトラストの概念に基づくアーキテクチャを明確に整理することができることになる。

112 以上の3つの視点は、本フレームワークを理解するための基礎条件となるものであり、改め
113 て、その重要性をここで強調しておきたい。

115 1-3 本フレームワークの目的

116 本フレームワークは、主体間を転々流通するデータの信頼性を確保することでバリュークリ
117 エイションプロセスが付加価値を生み出していくために、データを軸に置き、データのライフサイ
118 クルを通じて、データの置かれている状態を可視化してデータに対するリスクを洗い出し、その
119 セキュリティを確保するために必要な措置を適切なデータマネジメントによって実現することを
120 可能とすることを目的としている。データのライフサイクルの各工程において直面するリスクは、

121 単一の主体が実施可能な措置によって対応できるものに限定されるわけではないため、データ
122 のライフサイクルの工程に関与する主体がそれぞれ実施すべき措置を他の主体と協調して取
123 り組むことによってデータのセキュリティを確保することが必要になる。なお、協調的な取組の
124 一環として各主体においてそれぞれ行うべきとされた具体的な措置は、各主体のガバナンスの
125 もとで適切に実施される必要がある。

126 したがって、本フレームワークは、単独の組織のマネジメントの在り方について整理したもの
127 ではなく、データを軸においてそのリスクに対処するという観点から、データに関与する主体＝
128 ステークホルダーが協調して、組織のガバナンスを含めた必要な措置を実施することを促進す
129 る枠組みとなる。

130 データのセキュリティを確保するために必要な措置自体については、これまでに公表されて
131 きた情報セキュリティに関する様々な国際標準等が「データマネジメント知識体系(DMBOK)」と
132 して既にまとめられていることから、本フレームワークを使って洗い出されたリスクに対する措
133 置はDMBOK等の既存文書を参照して具体的な措置内容を選択することが可能である。

134 また、本フレームワークは、データが置かれた環境におけるリスクを明らかにしてセキュリテ
135 ィを確保するという役割に加え、データの流通を促進するための環境を実現するために必要な
136 条件を明確化する役割も果たすことが可能である。

137 本フレームワークは、データの置かれている状態を可視化することでリスクを洗い出し、リス
138 クに対処するために関与する主体それぞれに求められる適切な措置を明確化する(as is の対
139 策)が、この考え方を拡張し、データを異なった環境に遷移させようとする際にデータの状態が
140 どのような条件を満たせば異なる環境でもセキュリティが確保され、問題なく遷移させることが
141 可能となるかを明らかにする(to be の対策)ことができる。例えば、データ交換プラットフォーム
142 となっている異なるシステムの間で、特別な措置を必要とせず自由にデータ交換を行うことが
143 できる環境を実現するためには、システム間の機能連携のためのAPIを設定することに加え、
144 両システムで共有するデータ交換のためのプロトコルを整備することが必要になるが、本フレ
145 ムワークを活用することで、プロトコルの設計が容易になる。

146 また、本フレームワークの考え方が広く共有され、一般的な活動として定着すれば、影響力
147 に違いのあるシステム間において強い立場にあるシステムがデータ交換に必要なプロトコルを
148 ブラックボックスにすることで当該システムに他のシステムを依存させようとする(「バンドルす
149 る」)ことを難しくさせ、オープン化された環境でデータ連携やシステムの組み合わせの自由を
150 確保し、より効率的なデータ活用モデルを実現することが可能となる。

151 更に視野を広げると、データ管理に関わる制度間における、データのセキュリティの確保の

152 ために要求されている条件や措置の相違(ギャップ)を明確化するためのモデルとしても活用す
153 ることが可能である。

154 各組織が整備したデータ管理に関わる制度は、プライバシー保護や情報の機微性保持等の
155 それぞれの目的からデータ管理に関する条件や措置を設定しているが、制度間で自動的に調
156 整する機能がないことから、制度ごとに条件等が異なることで事実上データが一つの制度の中
157 に“囲い込まれる”ことになり、データの流通が妨げられていることが少なくない。国際的にも、
158 個人情報保護を目的としながらも、同じ目的であるにも関わらず各国で制度的な条件や措置が
159 異なり、事実上国境を跨いでデータを流通させることが困難になってしまっているようなケース
160 が見られる³。

161 こうした制度で要求されているデータ管理に関する条件や措置は、同じ目的であるならばデ
162 ータ管理についての条件や措置も同じ内容であるべきだが、実際には、データの状態に着目す
163 るのではなく、これに関わる主体を管理することを考慮して設定されたと思われることが少なく
164 なく、このことが制度間のギャップをもたらしている。

165 本フレームワークは、データを軸にして、客体であるデータの状態を可視化し、データの状態
166 が満たすべき条件や実施されている措置を明らかにするものであり、関与する主体の在り方な
167 どを過度に考慮することなく、データに対して本来求められる条件等を歪めることなく整理する
168 ことが可能であることから、本フレームワークを活用して各国の制度間に存在するギャップ分析
169 を行い、分析結果をモデル化し、データ流通を可能とするために必要なギャップの調整措置を
170 明らかにすることが可能となる。

171

172 1-4 本フレームワークの想定読者

173 上記のとおり、本フレームワークは、データのセキュリティ確保のためのデータマネジメントを
174 可能とする機能に加え、データを流通させるための環境を実現するための、データ遷移をする
175 地点間のギャップの的確な分析を可能とする機能を持つものであり、データを管理する現場レ
176 ベルでの活用から、データ管理に関する仕組みや制度設計、更に国際的なデータ共有の仕組
177 み作りにも活用することができるものである。

178 したがって、本フレームワークは以下のような者に活用してもらうことが期待される。

179 ●真正であり、適切なセキュリティを確保することが求められるデータを扱う者、特に、データ
180 を利活用して価値を創造するバリュークリエイションプロセスに参加する者

³ 一方で、GDPRにおける「データポータビリティ権」など、制度がデータの囲い込みの手段ではなく、データの可搬性(ポータビリティ)を確保する役割を果たす場合もある。

- 181 ●データ利活用に関するサービスを提供する者
- 182 ●データ利活用に関するサービスを提供するシステムの設計・構築・運用に関わる者
- 183 ●データに求められる条件として適切なトラストを保証することが必要な場合の適切な水準
- 184 のトラストサービスを提供しようとする者
- 185 ●データセキュリティに関わるガイドライン等のルール設定に関わる者

186

187 2. 本フレームワークにおけるデータマネジメントのモデル

188 2-1 概要編

189 2-1-1 データマネジメントのモデル化の概要

190 データは、目的を持って生成・取得され、それが転々流通し、その属性を変えながら様々な
191 形で活用されて付加価値を生み出していく。データのライフサイクル全般にわたってセキュリティ
192 を確保することが、第3層における付加価値を創造する活動の鍵となる。そのため、本フレー
193 ムワークでは、データを軸に置き、データのライフサイクルを通してデータの置かれている状態
194 を可視化することにより、データのライフサイクル全般にわたってリスクベースでデータのセキュ
195 リティを確保するための取組を進められる環境の実現を目指している。

196 このアプローチの鍵となるのが、データの置かれている状態を可視化する方法であり、可視
197 化の枠組みとして機能することになるデータマネジメントのモデルである。

198 本フレームワークでは、データマネジメントを「データの属性が場におけるイベントにより変化
199 する過程を、ライフサイクルを踏まえて管理すること」と定義し、データマネジメントを、データが
200 有する性質である「属性」、データに対して特定の規範を共有する範囲である「場」、データの属
201 性を生成・変化・維持などをする作用である「イベント」の3つの要素から構成されるモデルとし
202 て整理する。

203 この3つの要素を使ってデータの置かれた状態を可視化することにより、データに対してどの
204 ようなリスクが存在し、それに対してどう対処すべきか、ということを明確にすることができる。ま
205 た、この3つの要素はそれぞれが相互に影響しあう関係にあるため、データが移転して要素の
206 一つが変化することで他の要素も変化するという、状態の変化を連続的なものとして捉え、次
207 に発生する変化の予見可能性を高めることにより、データマネジメントを行う際のポイントを把
208 握しやすくする。

209 3つの要素がどのような関係を持つか、整理する。

210 「属性」は、どのようなカテゴリに区分されるのか、どのような機密性が求められるのか、誰
211 が権利を行使しうるのか等のデータの持つ性質であるが、この「属性」は、個人情報匿名加

212 エという作用を経て匿名加工情報になるように、データに対する作用(「イベント」)によって変化
213 するものであるだけでなく、例えば、個人情報保護法に基づいてデータがどのように扱われな
214 ければならないのか、特定組織の内部規程でデータのアクセス権者をどのように定めているか
215 等の「場」の要求によって「属性」の内容が決められる部分が存在し、「属性」と「場」は相互に依
216 存する関係にある。同様に、例えば、電気事業に関する法令では、電気事業者が持つ電気利
217 用に関する顧客のデータを電気事業者以外の者が利用することを目的に電気事業者がデータ
218 を提供する場合に、電気事業者が行うべきデータの加工処理の内容が定められているように、
219 データの存在する「場」がデータの「属性」を適切に管理するために特定の作用「イベント」を要
220 求することが頻繁に発生する。したがって、「場」と「イベント」についても、それぞれ関連するも
221 のと捉えることが必要になる。

222 つまり、「属性」と「場」と「イベント」は相互に影響しあう関係にあり、それぞれが他の要素の
223 影響を受けることなく独立して決定されることは限られた場合であり、「属性」、「場」が「イベン
224 ト」によって変化する場合には、それぞれが関連して連続性を持つことになる。したがって、デー
225 タのライフサイクルを連続的なデータの状態の変化とし、予見可能性に基づいて、次の状態に
226 遷移する場合の3つの要素について許容される変化の内容や変化幅を捉えることができる本モ
227 デルを使うことで、データマネジメントにおいてより現実的かつ効率的な対処を検討するに際し
228 てその機能を発揮する。

229 また、本フレームワークの目的で述べたように、データのライフサイクルの各工程には複数の
230 主体が関与することになり、ステークホルダーの間で共通の理解に基づいたデータマネジメ
231 ントの取組が必要となるが、3つの要素によってデータの状態が可視化され、かつ、3つの要素
232 の相互依存関係から、データの遷移によるデータの変化に関する一定の予見可能性が確保さ
233 れることから、ステークホルダーの間で認識を共有しやすくなる。その結果、ステークホルダー
234 の間では、共通の理解に基づいてそれぞれの主体が実施すべき措置についての検討を進め
235 ることが可能となり、ステークホルダー全体で適切なデータマネジメントを実施していくことがで
236 きる環境を実現していくことにつながっていく。

237

238 2-1-2 リスク分析手順

239 一連のバリュークリエーションプロセスに関わるステークホルダーが、共通の理解に基づい
240 てそれぞれの主体が実施すべき措置の検討を進めるためには、当該バリュークリエーションプ
241 ロセスにおけるデータに関わるリスクを洗い出し、主体間で認識を共有することが必要である。
242 その際、「属性」、「場」及び「イベント」の3つの要素によってデータの状態を可視化することでリ

243 スクの洗い出しを行うことが可能となるが、その際には下記の4つのステップに沿ってバリューク
244 リエーションプロセスにおけるデータの状態を可視化することで、データに関わるリスクの洗い
245 出しと対応策の整理を実施することが可能となる。

246 STEP 1 データ処理フロー(「イベント」)の可視化

- 247 ・ まず、データの生成・取得から廃棄に至るまで、想定されるデータ利活用プロセスにおけ
248 る大まかなデータフロー及び「イベント」を可視化する。
- 249 ・ その際、「イベント」をどの程度詳細に記述するかは、データフロー整理の目的に応じて調
250 整する必要がある。例えば、企業内ネットワークでのサーバ・クライアント間のデータの移
251 転という「イベント」は、複数のステークホルダー間で転々流通するデータを扱う際の対策
252 等を検討するには、検討の本質とは異なる場合があることから省略し、データの取扱に係
253 るマネジメントのルールを提示し、それに従って取り扱っていることを示すことで代替する
254 ことも考えられる。

255 STEP 2 必要な制度的な保護措置(「場」)の整理

- 256 ・ データ保護に資する「場」を検討し、法律・契約の観点から適切なものを設定する。その
257 際、一つのデータに対して複数の「場」が重なり合う、つまり、データに対して様々な観点
258 からの要求がなされることが考えられる。

259 STEP 3 「属性」の具体化

- 260 ・ 設定されたデータや「イベント」、「場」に基づいて、管理上あるべき「属性」を特定する。
- 261 ・ 場合によっては、データの「属性」を整理していく中で、本データが取り扱われるべき「場」
262 や実施されるべき「イベント」に漏れがあった場合、適宜追加等を実施する。

263 STEP 4 「イベント」ごとのリスクポイントの洗い出し

- 264 ・ 設定された「場」という観点から、「イベント」ごとに想定されるリスクを抽出し、設定した「属
265 性」をレビューする。
- 266 ・ その際、機密性・完全性・可用性といったサイバーセキュリティに係る観点のほか、各法
267 制度等に係るコンプライアンスの観点でのリスクについても洗い出す必要がある。

268 なお、上記のとおり、「属性」、「場」、「イベント」が相互に依存する関係にあることから、
269 STEP1～3については、お互いにフィードバックをかけながら検討されることが適切であると言え
270 る。すなわち、各ステップは不可逆的なものではなく、例えばSTEP3を検討中に「イベント」の追
271 加が必要であることが判明することもありうる。その際にはSTEP1に戻って当該必要な「イベ
272 ント」を追加し、その状態でSTEP2やSTEP3を再度検討することで、「属性」、「場」、「イベント」が十
273 分に整理し、その後にSTEP4に進むことで、適切な形でリスクの洗い出しを実施することが可能

274 になる。

275

276 2-2 詳細編

277 2-1において、本フレームワークを用いたリスクの洗い出しの方法を概観してきたが、実際に
278 本フレームワークを活用するに当たっては、「属性」、「場」、「イベント」を適切に設定することが
279 肝要である。そこで、以下にモデル化やリスク分析の詳細を整理する。

280 ただし、特に「場」や「属性」に関しては、取り扱うデータの性質や、バリュークリエイションプロ
281 セスを構成するステークホルダーの性質によってその内容は多様であり、網羅的に示すことには
282 困難が伴う。フレームワークの活用にあたっては、下記の記述を参考にしながら、組織等の
283 実情を踏まえて必要な「イベント」、「場」、「属性」を設定し、リスクの洗い出しを実施する必要がある
284 点に留意されたい。

285

286 2-2-1 モデル化(「イベント」)

287 データの属性を生成・変化・維持などをする作用である「イベント」に関しては、大きくは「生
288 成・取得」「加工・利用」「移転・提供」「保管」「廃棄」の5つに区分することが可能である。なお、
289 それぞれの「イベント」ごとに考慮すべきリスクの例は、添付の形で示す。

290 ● 生成・取得

291 バリュークリエイションプロセスにおいて、サイバー空間でやりとりされるデータは、何
292 らかの形で生成・取得されることによってそのライフサイクルが始まる。

293 これまでに、データが生成される場所については第3層ではなく第2層に属する場合が
294 あることを明確にし、第3層と第2層とを組み合わせることでデータ生成における信頼性
295 を確保する考え方を示している。サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、センサ
296 ーによるデータの取得など、フィジカル空間の情報が大量にサイバー空間に転写され、
297 リアルタイムに共有されるようになると、サイバー空間のつながりにおけるデータの信頼
298 性を検討する場合、センサー等によって物理的な情報がデータとして正しく転写されて
299 いるかなど、従来はデータを管理する範疇に捉えられていなかった、データの生成に関
300 わる機器・システムなどの信頼性についても検討する必要がある点に留意が必要であ
301 る。なお、本件に関しては、CPSFの第2層(サイバー空間とフィジカル空間のつながり)
302 における信頼性の確保として、IoT機器・システムのセキュリティ・セーフティ対策を検討
303 した「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」でも触れられており、フレームワー
304 間で連動する構造になる。

305 本イベントにおいて考えられる代表的なリスクとして、計測結果が実際と異なる、計測
306 機器をなりすまされる等の転写の失敗、システム障害等に起因する生成・取得の停止、
307 不適切なプロセスによる個人情報の取得などが挙げられる。

308
309 ● 加工・利用

310 生成・取得されたデータは必ずしもそのまま単純に付加価値を生み出すというわけ
311 ではなく、何らかの作用を通じて付加価値を伴うものとなっていく。例えば、いわゆる生デ
312 ータから、利用目的に合わせて抽出やトリミングなど様々な処理を行い、データを利用し
313 やすくした上で、そのデータを閲覧したり、そのようなデータからAI等を利用することでイ
314 ンテリジェンスを抽出することによって付加価値につながる。本フレームワークでは、こ
315 のような付加価値を生み出すための作用を加工・利用と捉える。

316 なお、データの一部の項目や要素、レコードなどを、その分析過程や保管されたデー
317 タセットから取り除く作用については、加工の一形態として捉えるものとし、後述する廃
318 棄とは区別して捉えるものとする。

319 また、データを保有しない者がデータにアクセスする作用(閲覧)については、付加価
320 値を生み出すための作用である点から利用の一形態として捉えることが適切であるが、
321 データを複製して共有することで閲覧させる場合には、複製元のデータを保有する移転
322 元だけでなく、移転先もデータを管理することとなるため、リスクを洗い出すにあたって
323 は移転・提供の要素を考慮に入れる必要がある。

324 本イベントにおいて、考えられる代表的なリスクは、データの目的外利用、不適切な
325 加工などである。

326
327 ● 移転・提供

328 サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した社会であるSociety5.0においては、
329 様々な主体が動的にサプライチェーンを構成することになるが、その過程では、必ず組
330 織を跨ぐ移転が行われる。企業間のつながりで固定的なサプライチェーンを構成する場
331 合であっても、データの組織間の移転・提供は一定のリスクを孕むものとして慎重に処
332 理されてきたが、サプライチェーンを動的に構成する場合には、その効果を最大限に引
333 き出すためにはより自由にデータの移転・提供を実施できる環境にすることが求めら
334 れ、その裏腹の関係として、リスクに対してもより効果的に対応することが求められるこ
335 とになり、そのための制度も含めた環境を整備しなければならない。

336 また、データの移転・提供は、一般にデータが複製されて移転元にデータが残ったま
 337 ま移転先でもデータを管理することになる。そのため、加工・利用の説明において既に
 338 述べたとおり、データを保有しない者がデータにアクセスする作用(閲覧)については、リ
 339 スクを洗い出すにあたっては移転・提供の要素を考慮に入れる必要がある。

340 なお、本フレームワークにおける移転・提供には、機器と機器、例えばサーバとクライ
 341 アントの間でのデータの移転・提供も取り扱うこととする。これによって、ネットワーク上で
 342 の盗聴等のリスクを捉えることが可能になる。

343 そこで、本フレームワークにおいては、ある特定の移転・提供事象について、国・地
 344 域、組織・ヒト、システム・サービス、機器という4つの単位で整理することとする。これに
 345 より、技術的・非技術的なリスクを網羅的に識別するにあたり有用と考えられる。それぞ
 346 れの考慮すべき事象やリスクは下記のとおり整理できる。

347

単位	考慮すべき事項	単位ごとのリスク(例)
国・地域	データの移転・提供に関連する国・地域及び、当該国・地域におけるデータ保護関連の政策、法令、ガイドライン等	● データの移転元/移転先に相当する国・地域にデータ保護関連法令が存在しない又は内容として不十分な場合、移転元/移転先間における保護水準の不整合が生じる結果、移転先で移転元の保護水準が確保できない。
組織・ヒト	データの移転・提供の関係主体となる組織及びヒト、当該主体におけるデータ保護関連の方針、体制等	● 組織のセキュリティポリシーが存在しない又は内容として不十分な場合、データ移転に関わるステークホルダ間にてセキュリティ水準の不整合が生じる結果、移転先で移転元の保護水準が確保できない。
システム・サービス	複数の機器から構成され、データの移転・提供を実行するシステムと提供されるサービス	● システム・サービスにおけるセキュリティ実装が十分でないことにより以下のようなセキュリティ上のリスクが生じる。 - ネットワーク上での盗聴 - 送信元/送信先のなりすまし
機器	データの移転・提供を実行するサーバ、IoT機器、ネットワーク機器等のデータを物理的に取り扱う単体のシステムコンポーネント	● 機器におけるセキュリティ実装が十分でないことにより以下のようなセキュリティ上のリスクが生じる。 - 機器内の不正なコンポーネントを通じた意図しないデータ移転 - DDoS攻撃等のサービス拒否攻撃による機器の稼働停止

348 前述のとおり、「イベント」をどの程度詳細に記述するかは、データフローの整理の目
 349 的に応じて調整する必要がある。例えば、企業内ネットワークでのサーバ・クライアント
 350 間のデータの移転という「イベント」は、複数のステークホルダー間で転々流通する場合
 351 のデータマネジメントを検討する際には省略されることも考えられる。

352

353 ● 保管

354 保管については、他のイベントに付随して必ず生じる「イベント」である。データはライ
 355 フサイクルの様々な段階において、ネットワークに接続されたストレージ機器・サービス
 356 やクライアントのハードディスク、USBメモリのような可搬媒体や、機器の一時記憶領域

357 等に保管され得る。データの取扱に関してリスクを洗い出し、セキュリティ対策を検討す
358 る上では、移転・提供、加工・利用されるデータとは異なるリスクが生じうることから、「イ
359 ベント」の一類型として整理し、リスクの洗い出しを実施することが適切と考えられる。

360

361 ● 廃棄

362 加工・利用されたデータは、ライフサイクルの終わりとして、適切に廃棄される必要が
363 ある。

364 なお、本フレームワークにおける廃棄は、データセット全体を使用不可能な状態とす
365 ることを指す⁴。例えば、個人の同意に基づいて収集したパーソナルデータに関して、特
366 定の個人が同意を撤回する等により、当該個人のデータをデータセットから除外する行
367 為は、加工・利用の一形態として捉えるのが適切である。

368 本「イベント」における代表的なリスクは、廃棄すべきデータが残存して漏えいする、
369 本来は廃棄すべきでないデータまで廃棄してしまう等が考えられる。

370

371 5つの「イベント」は、それぞれ重複する性質を持つ場合がある。例えば、国外にある他組織
372 が公開しているデータを閲覧することは、データの加工・利用の性質を有するが、国・地域間お
373 よび組織間におけるデータの移転・提供という性質を内包する。さらに、自組織内における機器
374 間での移転も含まれることから、目的に応じて適切に「イベント」を捉え、リスクの洗い出しを実
375 施する必要がある。

376

377 2-2-2 モデル化(「場」)

378 前述のとおり、「場」はデータに対して特定の規範を共有する範囲と定義している。データに
379 対する規範は、各国・地域等の法令によって定められているもの、組織で定められた内部規
380 則、組織間で個別に取り交わされる契約などの様々な形態が存在し、取り扱うデータの性質
381 や、データを利活用する所在地によっても設定される「場」は変わり得る。さらには、データの取
382 扱に関して、特定のコミュニティにおいて暗黙のうちに共有されている共通認識や、デジタルプ
383 ラットフォーム等の利用規約も、「場」として機能していると言える。このように、「場」は、それぞ
384 れの状況や関係する者の事情などによって適用される形態等が異なることになり、一律に設定

⁴ データの「属性」や「場」の規範等によって、データの廃棄について、ハードディスク等の物理的な破壊や暗号化消去等の特定の方法を求めるのか、一般的な方法を許容するのか等、廃棄への要求水準は異なると考えられるため、個々の事情に応じて要求される適切な廃棄方法を実施することが重要である。

385 方法や形態が決まるものではない。

386 「場」の設定を行うに当たって、例えば、「場」を構成する重要な要素の一つに法令等がある
387 が、必要な観点を漏らすリスクを低減しながら検討するためには、下記のような4つのカテゴリ
388 から整理することで適切な設定につながると考えられる。4つのカテゴリは、「場」が、データに関
389 して何らかの共通の取扱いを求める法令等と連動して設定されることを背景に、データに共通の
390 取扱いを求める目的としてはどのようなものが考えられるか、という観点から整理している。

391 その際、「場」の要求に応じて設定される「属性」の例も併せて記載するので、「場」や「属性」
392 の洗い出しに活用されたい。

393 ● パーソナルデータの保護

394 ・「場」の例:個人情報保護法(日本)、GDPR(欧州関係)、個人情報を取得する際に当該
395 個人が同意した利用目的

396 ・規定される「属性」の例:カテゴリ(個人情報、匿名加工情報)、データ権利者、データ管理
397 主体

398 ● 知的財産・営業秘密保護

399 ・「場」の例:不正競争防止法、著作権法、主体間の契約(NDA等)

400 ・規定される「属性」の例:カテゴリ(営業秘密、限定提供データ)、開示範囲、データ権利者

401 ● 機微技術管理

402 ・「場」の例:外為法、米国輸出管理規則

403 ・規定される「属性」の例:カテゴリ(輸出管理等対象技術)、開示範囲、データ管理主体

404 ● 適切な社会機能の維持

405 ・「場」の例:金融商品取引法(インサイダー取引)、各種守秘義務関係

406 ・規定される「属性」の例:開示範囲

407

408 **2-2-3 モデル化(「属性」)**

409 「属性」は、対象データの法的なカテゴリや開示範囲、取得元から許容された利用目的等の
410 データが有する性質を示すものである。組織は、当該データの「属性」の整理を通じて、関連す
411 る利用上の制約を特定し、セキュリティを確保するために必要な措置を講ずることによって、デ
412 ータの適切な取扱いを実現することが可能になる。かかるデータの「属性」の項目を網羅的に示
413 すことは困難だが、代表的な「属性」やパラメータ、「属性」の整理のポイントを下記に示す。

414 なお、前述のとおり、「属性」は「場」の要求によってその内容が決められる部分が存在し、2-
415 2-2においても「場」によって規定される「属性」の例を挙げている。整理した「場」に関して、デー

416 タに対する要求を検討し、関連する「属性」を適切に具体化することが重要である。

417 ● カテゴリ

418 特に「場」と連動して、データに対して特別な作用(「イベント」)を求める場合(個人情報
419 報・匿名加工情報、営業秘密・限定提供データなど)、カテゴリとして法令等における位
420 置づけを整理する。

421 ● 開示範囲

422 民法上の契約や組織内規則も含め、データに定められている開示範囲を整理する。
423 その際、組織内での取扱であっても、国・地域間での移転が伴う場合や、米国輸出管理
424 法上のみなし輸出に該当する場合等、開示範囲の制限が複層的に適用される可能性
425 がある点に留意する。

426 ● 利用目的

427 個人情報やライセンスなど、法令等に基づいて利用目的に制限が設けられている場
428 合、データが主体間を転々として付加価値を生み出していく過程全体を通じて、当該利
429 用目的の範囲内で取り扱われる必要があることから、「属性」として明示しておく必要が
430 ある。

431 ● データ管理主体

432 サプライチェーンが動的に構成される中、データに対して様々なプレーヤが関与するこ
433 ととなるが、法令上あるいは契約上、データフローのある時点において、データの管理
434 に責任を負うべき主体が特定される。当該主体は、実際にサイバーセキュリティ対策を
435 講じる際に、重要な推進主体となる。データを軸に置く本フレームワークにおいては、デ
436 ータが転々流通する過程で管理主体も移り変わるものであり、データが有する「属性」の
437 一つとして取り扱う。なお、クラウドサービス等を利用する場合や、データの処理を外部
438 委託等する場合等、管理主体が曖昧になるケースがあるため、データ管理主体を特定
439 し、その変化を適切に捉えることは重要である。

440 ● データ権利者

441 データ管理主体とは別に、データに対して権利を有する主体が存在することがある。
442 バリュークリエイションプロセスの中で、移転・提供が行われて別の主体がデータを取得
443 した場合でも、データ権利者は当該主体の管理下にあるデータに対して引き続き権利を
444 有すると考えられる。例えば、個人情報保護法上の同意の取り下げや、著作権法等の
445 ライセンスに関する規定上の取扱、企業の競争力に関わるデータを提供している場合
446 等は、管理主体が転々と移っていく過程でも、「属性」として管理する必要がある。

447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477

- 価値（重要度）

対象データの事業上の価値(重要度)を特定する。組織は、特定された価値の大きさに応じて、現に対象データを取り扱うシステムや組織に対して適切なリスク対応策を採用することが望ましい。価値の算定に当たっては、データのカテゴリや業種等に応じて様々な方法を適用することが可能だが、一例として、機密性、完全性、可用性の観点からデータ侵害によって生じる事業への影響の度合いを評価し、そのうち最大のものを評価値とするものがある。
- 媒体・保存先

一般に、電子化されたデータは複製等が容易であるが、データのカテゴリや適用されるポリシーの内容等によっては、データを保管、加工・分析等するために利用している媒体やサービスを特定し、求められるセキュリティ水準を維持できるようにデータの所在を継続的に管理することが必要な場合がある。主な媒体・保存先の種別としては、可搬電子媒体、PC、モバイル端末、社内サーバ、社外サーバ(例：クラウドサービス)等がある。
- 利用期限

法律や別途締結される契約、関連するポリシー等でデータの利用期限や利用完了後の遅滞ない廃棄、提供元への返還等が定められる場合、当該データ利用の開始日と終了日を特定し、利用期限を過ぎてもデータが利用可能なままとなっていないか等を管理することが必要となる。

3. 活用方法

3-1 サプライチェーンを構成するステークホルダー間での活用

本フレームワークの目的で述べたように、本フレームワークを活用することで、データを軸に置き、データのライフサイクルを通じて、データの置かれている状態を可視化してデータに対するリスクを洗い出し、そのセキュリティを確保するために必要な措置を適切なデータマネジメントによって実現することが可能になる。

バリュークリエイションプロセスに関わるステークホルダーの間で、複数の主体の協同的行動によって必要なセキュリティ対策を検討するに当たっては、データのライフサイクルの各工程において直面するリスクに関する認識を共有することが必要である。本フレームワークを活用してリスクを可視化した上で、各主体がそれぞれ実施すべき対策を他の主体と合意形成しながら取り組むことによって、データの信頼性を確保することが期待される。

また、既に述べているように、データは基本的に中立性を有しており、バリュークリエイション

478 プロセスにおけるデータとデータに関与する主体は切り離して考えるべきで、例えば流通してい
479 るデータの誤用や悪用はデータ自体の問題ではなく、それを行った主体の問題として理解する
480 ことができる。したがって、バリューチェーンプロセスに参加する各主体は、関係するステ
481 ークホルダーの間で互いにデータ流通に係る条件を提示した上で契約等を締結、履行すること
482 で、本フレームワークで示す協同的活動における責任を果たすことができる。その上で、各主
483 体において当該契約等が履行されているかは、監査等の方法で確認され得ることから、将来的
484 には、経営者によるITガバナンス(デジタルガバナンス)の検討にも本フレームワークが活用さ
485 れることが期待できる。

486 なお、本フレームワークにおいては、主体間を転々流通するデータに関するリスクの洗い出
487 しに関する考え方を整理している。可視化されたリスクに対して、各主体が実施すべきセキュリ
488 ティ対策は、これまでに公表されてきた情報セキュリティに関する様々な国際標準等において
489 既にまとめられている。具体的な措置内容の選択に当たっては、既存の規格等を参照いただき
490 たい。主な規格は次の通り。

491 <リスクへの対応>

492 ISO31000

493 <各主体のデータ管理>

494 DMBOK

495 ISO27001, 27002

496 <各イベントのセキュリティ対策要件>

497 SP800-88(廃棄関係)

498

499 3-2 ルール間のギャップの分析

500 本フレームワークの目的のところ述べてきたように、本フレームワークは、データ管理に関
501 わる制度間における、データのセキュリティの確保のために要求されている条件や措置の相違
502 (ギャップ)を明確化するためのモデルとしての活用も可能である。

503 例えば、欧州からの個人情報の移転に関して、GDPRに関するSchrems II 判決でプライバシ
504 ーシールドが無効と判断された米国と、充分性認定を受けている我が国の差異について下記
505 のように整理することが可能と考えられる。ここでは、状況を単純化するため、同一事業者の国
506 外拠点への移転を想定し、事前に設定された利用目的の範囲内での移転であることとする。

507 欧州から日本への移転については、移転という「イベント」によって、「場」が欧州のGDPR等
508 の法制度から、日本の個人情報保護法制の下に移る。その際、日本は充分性認定を取得して

509 いることから、欧州GDPRで求められているデータ保護が、日本の個人情報保護法制の下でも
510 実質的に確保されていると考えられる。データの「属性」に関しては、データ管理主体に日本拠
511 点に加わるのみであるが、その際、十分性認定により、データ管理主体の変化に関しては事前
512 に認められ、許容されていると言える。

513 一方、欧州から米国への移転をプライバシーシールドを根拠として行おうとする場合、米国
514 においては、「場」が米国の各種法制度に基づいたものに変化している。米国の法制度の下で
515 は、安全保障などを目的とした米国政府機関による監視の対象となる場合があることから、移
516 転という「イベント」を経て、データ「属性」に関して、データ管理主体の変化の他に、開示範囲に
517 米国政府が加わる形で「属性」が変化していると考えられる。判決文によれば、この「属性」の
518 変化がGDPR上の保護と実質的に同等とは認められないと判断された根拠となっている。した
519 がって、今後、欧州から米国への移転・提供に当たって、欧州委員会が認めた標準的契約条
520 項(SCC)を利用する場合であっても、米国政府への開示に関する対応について、特に留意して
521 実施する必要があることになる。

522 このように、データに関する「場」の変化や「属性」の変化を可視化することで、データのセキ
523 ュリティの確保のために要求されている条件や措置の相違を把握することにつながる。

524

525 添付A. ユースケース

526 (候補例)

- 527 ・POSデータの分析(第3回TF資料より)
- 528 ・高齢者生活支援事業の提供(第3回TF資料より)
- 529 ・IaaS、SaaS、PaaS等を利用してサービスを提供する例
- 530 ・国内で提供するサービスに関して、海外に開発等を実施する例

531 添付B. イベントごとのリスクの洗い出しのイメージ(第3回TF資料P38などを参照)

532